

宮城県環境影響評価マニュアル検討部会 議事録

日時 平成20年11月14日(金)

午後1時30分から3時30分まで

場所 県行政庁舎庁議室

1 開 会 【大内副参事】

2 あいさつ 【高橋環境政策課長】

3 宮城県環境影響評価マニュアル検討部会長の選出

高橋環境政策課長を仮議長として推薦を募った結果、平吹委員から由井委員の推薦があり、委員の了承により、由井委員が選出された。

4 審議事項

宮城県環境影響評価マニュアル(動物・植物・生態系)の改訂について

イ 事務局説明 【高橋主任主査】

ロ 質疑応答

【由井部会長】

まず私からお聞きますが、昨年度、準備書・評価書のマニュアル改訂を行っておりますが、この7つのマニュアルは基本的に順次改訂していくものなのでしょうか。

【事務局】

基本的に順次改訂していく方針です。

【由井部会長】

技術指針をH19に改正したことが今回の動物・植物・生態系マニュアルの改訂の動機付けになっているということで、他のマニュアルも同様に改訂しなければならないが、すぐに作業ができないから順次行っている状況にあると思いますが、7つもマニュアルがある中で、現行マニュアルと技術指針の齟齬に対する当面の不都合について、統括した案を示すなど暫定的な措置を行っているのでしょうか。

【事務局】

方法書と準備書・評価書のマニュアルはすでに技術指針の改正に対応したものと出しております。もう少し詳しく説明しますと、技術指針の改正につきましては、H19年4月に行っておりますが、内容についてはH18の技術審査会で審議し答申を得ており、並行して方法書マニュアル改訂を検討したことから、方法書マニュアル以降のものは技術指針の改正に対応した内容となっております。

【平吹委員】

マニュアル改訂素案の概要（資料3）で、問題点の洗い出しと参照する事例を抽出するにあたっては、事務局で経験した問題点と事業者、コンサルタントなど現場で仕事された方々からの問題点ということで、2つの方法で情報集約したとのことですが、他の県の先進的事例については十分配慮されたのでしょうか。

【事務局】

このマニュアル作成に当たっては、資料収集という形でさまざまな文献を調査した上で、マニュアルにする事例を検討させていただきました。事例はいろいろございますが、平成17年度に作成した環境保全措置マニュアルと重複するところもあり、本マニュアルに掲載するものとして抽出したのが、素案の事例となっております。

また、マニュアルには、参考となる文献を掲載しておりますが、現行マニュアルから掲載しているものでございますが、例えば156頁には環境保全措置の参考文献を載せておりますが、重要なテーマである環境保全措置の検討の際の参考にできようしております。

【由井部会長】

素案の1頁目の考え方のところでは、はじめのところに環境基本法の考え方について記載されておりますが、今年の6月に生物多様性基本法が成立しており、その趣旨というのは、希少種だけではなく、すべての生態系構成種に目をくばれというものです。この生物多様性基本法の考え方については、技術指針には盛り込まれていないとは思いますが、このマニュアル素案で対応している部分はないのでしょうか。

【事務局】

生物多様性基本法につきましては、基本的な構成が基本的な概念と国の責務、また都道府県など地方公共団体の責務などとなっておりますが、6月に成立したばかりの法律であり、宮城県ではまだ実際の施策の検討に至ってない状況にあることから、今回この素案には対応しておりません。

【由井部会長】

生物多様性基本法では、県の施策として基本計画を定めることがのぞましいとなっており、宮城県で基本計画ができれば、事前にある場所を回避するというように使われることから、今後どのような計画を作っていくのかということになります。

例えば岩手県では、自然環境保全指針図というものがあり、1kmメッシュで、種は断定してないがAからEまでのランクに分けたものとなっております。宮城県にはないのですが、そういうものを作っていくということになると思います。それがあれば、それを見て回避しなさいということでも簡単になる訳ですが、その基本計画が無いということで、対応しないでマニュアル改訂を進めるということではよろしいでしょうか。

【事務局】

まだ具体的な方針が決まってない状況ですので、そのように考えております。

【由井部会長】

素案の8頁のところでは、「地域住民などとのコミュニケーションを通じて」となっておりますが、コミュニケーションを通じて地域情報を把握するという意味の記述なのではないでしょうか。

【事務局】

地域情報を把握する場合には関係機関からの資料収集などございますが、その場合の配慮として「事業の内容についてはコミュニケーションを通じてより詳細によりわかりやすくすることが求められる」ということです。

【由井部会長】

宮城県には公害防止協定などがありまして、そのような事業は特に地域のコンセンサスが必要ですが、そのあたりのコミュニケーションについても解説しているのでしょうか。

【事務局】

この解説の内容は、事業者が方法書を作る段階で、事業調整の内容などについても積極的に書ける範囲で書くということで、事業をわかりやすく書くというものです。

【由井部会長】

以前、地下鉄東西線の環境アセスメントを県と市で審議しましたが、事業については、市議会か、また市長を選ぶ段階で了承を得て進めていると思いますので、既にオーソライズされている事業ということですが、環境アセスによって事業のかじが取れるものではないのでしょうか。そもそも事業アセスということで、事業の実施に当たって具体的な内容についてのコミュニケーションということでしょうか。

【事務局】

基本的に事業アセスということで、事業の中での環境保全措置ということになります。

【斉藤委員】

今の内容に関連して、環境配慮にかかる経緯及びその内容ということで、事業者が環境配慮について具体化をどうしてきたかなどをわかりやすく示す必要があるということですが、この内容はスコーピングのところに記載されているのですけれども、準備書・評価書の内容で触れられているのでしょうか。スコーピングで得られる情報とその後得られた情報があると思いますが、その後得られた情報はどのようにして対処するのでしょうか。

【事務局】

方法書により手続きに入るということで、9頁の解説は手続き前に検討した環境保全措置の内容をまとめるものであり、手続き以降に検討した内容については、46頁に環境保全措置の段階的検討と記載しておりますが、事業者自ら事業計画を決めていくさまざまな段階での検討経過を記載するというので、ここでまとめるということ。なお、この環境保全措置の段階的検討では、9頁の手続き前の環境保全措置の内容から整理するものとなっています。

【斉藤委員】

資料3に環境保全措置の段階的検討と関連ありと書かれているのはそういうことなのですね。

【事務局】

そういうことです。

【由井部会長】

8頁で解説に対して9頁の表があり、これはこのように書くという例だと思いますが、これは何の例だ、もしくはこのように書くという記述がないのでわかりづらい。他も同じようになって

いると思われませんが、これを見本に書けば良いなどとハッキリ書く必要があります。

【由井部会長】

36頁の下から37頁にかけて、土地利用の状況が変化することについて記載されていますが、手続きを行う事業自らのことではなく、周辺状況のことでよろしいのでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【由井部会長】

37頁のところで調査地域とともに調査方法を検討する必要があるとありますが、自らの調査地域をどこまで広げるかということ、他の事業の影響をどこまで取り込むかということでしょうか。他の事業の影響は他の事業の責任だと思います。しかしながら、例えばこの間技術審査会で審議した成田 期北地区の開発ですが、仙台市を取り巻いて輪のように残っている緑の一部を開発する際に周辺も開発されていて、それと同様の責任で開発を行っていくというもので、そこで開発を行う場合は、周辺の状況を勘案するため、周辺が開発されるという情報を入れながら方法の議論をするということなのでしょうが、事業者は周辺の事業に対して関連事業でない限り手が出せない訳で、どこまでが責任の範囲なのかを見定めるのは難しいと思います。要求することはわかりますが、どこまでの責任でどこまでできるかについては、もっと上位段階での取り決めがないと、この解説に従ってもらえないと思いますが、どうでしょうか。

【事務局】

この解説の一つの考え方としまして、まわりの状況も将来変わることが想定されますので、将来の環境影響について正確に予測するという観点から、周りの状況を十分に把握して調査するというのでございます。調査は予測や環境保全措置の検討などを行うために実施するものでございますので、調査方法も工夫が必要だということです。

37頁のヒントの図につきましては、事務局内で随分議論して提示しましたが、解説の図としてこれでよろしいかという不安もあります。

【由井部会長】

隣接する両方の事業などで生息域がいつのまにか無くなってだれの責任でもないということになってしまうので、適切に環境を保全するのは非常に難しい。予測した場合に、環境影響の範囲が何らかの開発規制区域などで担保されればと思うのですが、そのあたりは今後技術審査会で議論していくと思います。いずれ手続きを行ってみて、悪ければ直すということになるのでしょう。ただ、制度もわかりやすく良くしていかなければならないというところで、条例的にしぼりがないうちで規定に書いてないものを求めていくということになると、事業者にも苦勞して行ってもらわなければならないということが問題としてあって、非常に難しいところだと思います。

今の状況だと技術審査会の方で妥当な注文を付けるということになるので、それしか無いということでしょうね。

【由井部会長】

43頁のヒントですけれども、猛禽類、その他の動物でも、例えばダムの場合は予備調査でボーリングを行います。予備調査の段階で逃げてしまいますので、環境影響を適格に把握できる

時期として、文書の後のほうにその他予備調査などでも影響がでる場合があるということを加えたほうが良いと思います。本工事の段階で既に見えないという場合が結構見受けられます。

【事務局】

了解しました。

【由井部会長】

植物の移植の問題で、県によって考え方が違うのですけれども、どこか統一的に書いておられますか。

【事務局】

代償措置についてまとめておまして、109頁以降などにまとめております。

【由井部会長】

事業地内に良い移植場所がなく、事業地以外に移植せざるを得ない場合は、事業者の責任において行くと解釈しておりますが、事業者にも経済的事情があって移植出来ない場合は出来ないで終わりなのでしょうか。

【事務局】

環境アセスメントは事業者の実行可能な範囲ということなのですが、関係機関などと調整して例えば市町村の公園などを作りかえて移植する事例なども多くございます。

【由井部会長】

特に公共機関にですよね。植物に限らないで特にコウモリなどは、その巣をそのように作ったりする場合がありますね。この代償措置ですけれども、この論議は技術審査会でやってくださいということで、事業者とのかけ引きとなる訳ですね。

【由井部会長】

106頁のボックスカルバートの横断については、国土交通省などで国道108号のデータを出しておりますが、この事例はどこの場所なのでしょうか、県内の鬼首のデータではないのでしょうか。

【事務局】

県内のデータではございません。宮崎自動車道や常磐自動車道など高速道路のデータをとりまとめたものです。

【由井部会長】

細かいところなのですが、素案の1頁のヒントにウミガメの産卵地とありますが、県内にウミガメの産卵地はあるのでしょうか。

【事務局】

ございません。修正いたします。

【由井部会長】

生態系は注目種として上位性、典型性、特殊性として選ぶ訳ですが、その記述がどこかにありますか。

【事務局】

14頁にございます。

【由井部会長】

以前に審議した内容が残されておりました。ここの記述はかなり苦労しましたけれども、環境変動などの影響を受けやすい種・群落を選定するというのが重要です。ゴキブリやドバトなど、どのような状況でも生き残る種を選んでもしかたがないということです。

【平吹委員】

素案の6頁で、二重線でスコーピングというところが消されて、概況調査と詳細調査という表現をやめてしまうということが見受けられるのですが、どのような考え方に基づいたのでしょうか。概況調査は方法書段階の調査というのはそのまま生きているのでしょうか。

【事務局】

4頁の冒頭に大きく概況調査の説明をする構成としまして、記述が重なるということで二重線で消すこととしましたが、そのまま残しても支障のないものです。概況調査は方法書段階の調査として生きています。

【平吹委員】

詳細調査はどのようなのでしょうか。

【事務局】

準備書以降の調査につきましては、環境省や他の参考文献を見ましても、調査という表現になっていますので、誤解をまねかないよう調査という表現としました。

【平吹委員】

それでスコーピングについてはかなり熱い思いがあるのですが、スコーピングをいかにきちんとやっていただくかというところが、大切なのではないかと思います。ですので、事業特性の把握というところで、実際の話、事業の熟度が高まっていないという一言で、ほとんど成果が上がらないのではないかと考えています。それでこのマニュアルでどうやって根づかせるかということが一つと、概況調査ですが、玉石混交と申しますか、環境省の植生図だけを参考に簡単に書いてしまいましたというようなところもあれば、3頁のフローにあります、実際に踏み込んで調査するところもあり、環境アセスを行うにあたってより効率の良い方法を編み出そうとしている例もありまして、そのあたりを誘導できるような仕掛けが盛り込めないかなと考えているのですが、それは実際に難しいということですか。

【事務局】

そのあたりご意見をいただきまして検討したいと思います。現行の制度でどの程度のことが出来るかというところをもう少し分析して考えてみたいと思います。

【平吹委員】

おそらく既存資料の整理というところで既存資料のとらえ方が非常にあやふやになっていると思います。せっかく後ろのほうに既存文献の一覧が出ておりまして、これを十分に活用していただくのが良いと思いますが、これだけでなく、先行事例と申しますか、環境アセスメント図書も可能であれば一覧として挙げていただいて、活用していただくように考えていただきたい。

【事務局】

検討いたします。

【由井部会長】

既存文献調査だけだと、その場所のデータが無い可能性があるのですが、先ほど申し上げた生物多様性基本法と1セットで補うこともできると思います。猛禽類だけでなく様々な種のかたまりを評価しなければならないので、この概況調査だけで出来るのかと思いますが、方法書の手続きに入りますと後戻り出来なくなりますので、事業者も大変なところであり、そのために様々な調査を行っているところだと思います。

生物多様性基本法が制定ということで、環境アセスについては、計画アセスにまだ移行してないにしても事業の最初の段階で調査努力が必要な時代が来たと思っています。その生物多様性基本法をマニュアルに反映しなくていいのかと思います。細かくは何も決まっていなと思うので考え方だけでも記載したほうが良いと思います。

【事務局】

検討いたします。

【平吹委員】

以前のマニュアルの検討もさせていただきましたが、今考えると使い勝手が悪い所があり、それが環境保全措置を練り上げていくプロセスだったのですが、素案を見ると様々な所で不十分なところを加えており、そのあたりで修正されたところがありますか。74頁を見ますとマトリックス表の総合評価が消されていますけれども、順位付けして総合評価するのは難しいということなのでしょうか。

【事務局】

このあたり具体的な例として修正させていただきましたが、内容をもう少し考えたいと思います。

【由井部会長】

質疑はこれで終わりたいと思います。事務局から何かございますか。

【事務局】

事務局から連絡事項が2点ございます。まず一つ目は意見の提出でございますが、資料として配布しております FAX 用紙又は E-mail で、12月5日（金）までに事務局あて送付願います。

2つ目は次回の開催でございます。先ほどの説明でも触れましたとおり、1月中旬頃予定しております。日程について後日調整させていただきますのでよろしく願います。

【由井部会長】

学会や受験で各先生いそがしいと思うので日程調整は早めをお願いします。他に何かありますか。

【参考人】

前回から改訂作業にたずさわっております。前回の改訂から手法の定量化が進むと思っておりましたが、動物・植物・生態系では手法が定まってない状況にあり、研究段階はありますがマニュアルに乗せるものは見つからなかったのですがどうでしょうか。

【由井部会長】

昔、海の生態系では実例がありましたが、陸上については個体種の HEP が始まったばかりであり、それを繋げて生態系となるわけです。しかも HEP はアメリカで開発され、パテントで有

料ということで日本では普及しないと思います。そういった状況からも理解できます。

【参考人】

猛禽類保護の進め方の改訂はいつごろまとまるのでしょうか

【由井部会長】

まだまとまっておりません。あと2年はかかると思います。

あとございませんでしょうか。なければ議事を終わりたいと思います。

4 閉 会 【大内副参事】

【出席者】

部会委員

齊藤千映美委員

平吹喜彦委員

由井正敏委員（部会長）

参考人

東北環境アセスメント協会 橋本正志

事務局

高橋環境政策課長

大内副参事兼課長補佐

高橋技術副参事兼技術補佐

田畑技術副参事兼技術補佐

大倉技術補佐（班長）

高橋主任主査

佐藤技術主査

山谷技師